

全青色傷害加入申込票

ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。

2024年12月スタート申込時

昭和34年6月2日から平成22年6月1日生……………3口
 昭和29年6月2日から昭和34年6月1日生……………2口
 昭和24年6月2日から昭和29年6月1日生……………1口

2025年6月スタート申込時

昭和34年12月2日から平成22年12月1日生……………3口
 昭和29年12月2日から昭和34年12月1日生……………2口
 昭和24年12月2日から昭和29年12月1日生……………1口

「※」の項目はご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(記入)ください。
 「重要事項のご説明」ならびに「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。また、告知事項の内容は事実と相違なく、申込票記載事項が事実と相違する場合は、保険金が支払われないことがあることに同意します。

明細番号		県番号		事業所番号		所 属 コ ー ド	県	税 連	地 区	支 部	加入申込日	
0	0	0	0								年	月
フリガナ		フリガナ		フリガナ		署名または押印						
事業所名		事業主名		(申込人)								
郵便番号	フリガナ	事業所住所		市	区	町						
事業所電話番号	(市外局番) - (市内局番) - (電話番号)											
申 込 区 分		地 区 会 名		補 償 開 始								
新規：追加：増口				年 月								

「あり」の場合必ずご記入ください(ご記入のない場合には、「なし」と回答したことになります)。

加入者(被保険者)氏名	区分	生年月日	加入口数	職業・職務	※他の保険契約等					
フリガナ	事業主 専従者 従業員 その他()	年 月 日	口		他の保険契約等の有無	保険種類	保険会社	死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額
フリガナ	事業主 専従者 従業員 その他()	年 月 日	口		あり			万円	円	
フリガナ	事業主 専従者 従業員 その他()	年 月 日	口		あり			万円	円	
フリガナ	事業主 専従者 従業員 その他()	年 月 日	口		あり			万円	円	
フリガナ	事業主 専従者 従業員 その他()	年 月 日	口		あり			万円	円	

「あり」の場合必ずご記入ください(ご記入のない場合には、「なし」と回答したことになります)。

保険金請求歴	被保険者氏名	保険会社名	回数	合計金額
過去3年以内に病気またはケガで保険金(5万円以上)請求または受領したことがあります。 (注)他の保険会社等への保険金請求歴を含みます。				

加入申込票記入上の諸注意

- 事業所名が無い場合は空欄にしてください。
- 自宅と事業所の住所が異なる場合は「必ず」事業所の住所を記入してください。
- 専従者・従業員でないご家族がご加入される場合は、区分欄の「その他」に○をし、()内に続柄を記入してください。



青色申告会が運営する安心の制度

全青色傷害

[傷害補償特約付] 団体総合生活補償保険(MS&AD型) 共済給付金

2022年度の保険金お支払額は全国で **6,241万円!**

毎月の掛金(保険料)
(1口あたり)

月額換算 **1,250円**

入院・通院1日目から補償!



ケガ
日帰り手術OK

24時間
補償します

日常の
賠償責任対応

火災事故の
お見舞い

お申し込み、ご相談は

(公社) 浜松西青色申告会

〒430-0929 浜松市中央区中央2-10-1
 浜松青色会館6階
 ☎053-454-2101

一般社団法人 全国青色申告会総連合

12月補償開始は
2024年12月1日スタートです

申込締切日	初回口座振替日	保険期間
2024年 9月30日(月)	2024年 11月27日(水)	2024年12月1日午後4時より 2025年12月1日午後4時まで

6月補償開始は
2025年6月1日スタートです

申込締切日	初回口座振替日	補償期間(中途加入)
2025年 3月31日(月)	2025年 5月27日(火)	2025年 6月1日午後4時より 2025年12月1日午後4時まで

共済制度引受団体 一般社団法人 全国青色申告会総連合 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301
 団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株) 広域法人部営業第1課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6692
 団体総合生活補償保険代理店・扱者 (株)センアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

*当制度は、青色申告会会員、専従者、従業員およびそのご家族の皆さまのみを対象(パンフレット4ページを参照ください)としています。一般の方は、ご加入はできません。

事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。



制度の特長 「全青色傷害」の主な特長

- 1 団体契約による割引適用**
- 2 お仕事から日常生活までケガを24時間補償** (国内・国外を問わず)
天災危険補償特約付で地震等の天災による傷害死亡・後遺障害も補償
- 3 日常生活の偶然な事故により
法律上の損害賠償責任を負われた場合の補償**
- 4 自動更新で期限切れの心配なし**
半年ごとの掛金口座振替で毎年自動継続 (80才6ヵ月で規約脱退)
- 5 簡単な保険金請求**
30万円以下の保険金をご請求の場合、診断書の提出は原則不要

こんなときにお役に立ちます!

<p>お仕事でのケガ</p> <p>仕事場でのケガ</p>	<p>移動中のケガ</p> <p>移動中のケガ</p>	<p>日常生活のケガ</p> <p>家事によるケガ</p>	<p>歩行中のケガ</p> <p>歩行中のケガ</p>	<p>地震・噴火またはこれらを原因とする津波で死亡</p> <p>※傷害死亡・後遺障害のみ補償</p>
<p>レジャーのケガ</p> <p>スポーツでのケガ</p>	<p>海や山でのケガ</p> <p>海や山でのケガ</p>	<p>日常生活の賠償</p> <p>自転車事故に対する賠償</p>	<p>階下への漏水に対する賠償</p> <p>階下への漏水に対する賠償</p>	<p>火災による建物等の損害 (共済)</p>

支払実績

「全青色傷害」はこんなにお役に立っています。

2022年度支払実績のご紹介

支払総額 **6,241万円**

主な内訳

- 死亡 550万円
- 後遺障害 2,373万円
- 入院 740万円
- 通院 2,295万円

☞ **加入者約12.3人に1人が保険金請求**
お支払総額は6,241万円。請求された加入者は在籍者の約8.0%、12.3人に1人にもなります。

☞ **特に「通院」の場面でお役に立っています。**
通院保険金の支払額は全体の約36.8%ですが、件数は全体の約71%。通院日数10日未満がその約44%を占めます。打撲や捻挫、火傷など身近なケガでお役に立ちます。

お支払いする保険金の額・共済給付金額

口数 (掛金 (保険料) 月額換算)	1口 (1,250円)	2口 (2,500円)	3口 (3,750円)	
加入できる年齢 (注1)	14才6ヵ月超~ 75才6ヵ月以下の方 (注2)	14才6ヵ月超~ 70才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~ 65才6ヵ月以下の方	
死亡した場合 傷害死亡保険金	地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波以外の場合	550万円	1,100万円	1,650万円
	地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波の場合	275万円	550万円	825万円
後遺障害の場合 傷害後遺障害保険金	地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波以外の場合	65才6ヵ月以下の方		
		22万円~550万円	44万円~1,100万円	66万円~1,650万円
		65才6ヵ月超の方		
		11万円~275万円	22万円~550万円	—
	地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波の場合	11万円~275万円	22万円~550万円	33万円~825万円
入院した場合 傷害入院保険金日額	1日あたり 3,000円 1日目から、180日限度	1日あたり 6,000円	1日あたり 9,000円	
手術した場合 傷害手術保険金	①入院中に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×10倍 ②入院中以外に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×5倍			
通院した場合 傷害通院保険金日額	1日あたり 1,500円 1日目から、90日限度	1日あたり 3,000円	1日あたり 4,500円	
日常生活上の偶然な事故による 法律上の損害賠償責任を負われた場合 日常生活賠償保険金	1,000万円 限度	2,000万円 限度	3,000万円 限度	
共済 火災にあわれた場合 火災見舞金額 (損害額が3万円以上のとき)	75才6ヵ月以下の方まで 加入者1人あたり10万円			

(注1) 年齢は、補償開始日(2024年12月1日または2025年6月1日)の満年齢となります。継続加入の場合は最初の補償開始日(12月1日または6月1日)に応じて、上記の加入者数制限が規約により適用となります。詳細はパンフレット4ページの「加入資格(加入継続資格)・お申込方法など」をご参照ください。

(注2) 継続の場合は基準日時点で80才6ヵ月までご加入いただけます。

※火災見舞金は一般社団法人 全国青色申告会総連合の共済給付金額です。それ以外は団体総合生活補償保険の保険金となります。
※被保険者(補償の対象者)本人(※)となれる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。(※)加入申込票の加入者(被保険者)氏名欄に記載の方をいいます。

掛金 (保険料) の税務上の取扱い

掛金 (保険料) の税務上の取扱いは、その事業所の加入状況等により異なります。

加入者	勘定科目
加入者	勤定科目
事業者	事業主貸
専従者	事業主貸
従業員	福利厚生費
専従者と従業員	福利厚生費 (注)
家族	事業主貸

(注) 専従者は他の従業員と同一の補償内容である場合、従業員とあわせて必要経費に計上できます。上記税務処理の詳細につきましてはご所属の青色申告会または最寄りの税務署にご確認ください。



さらに 病気の入院・手術の補償をご希望の場合は青色申告会の取扱う「疾病入院補償」パンフレットをご覧ください。



加入資格(加入継続資格)・お申込方法など

青色申告会会員、専従者、従業員およびそれぞれのご家族の方がご加入できます(新規加入は14才6ヵ月超75才6ヵ月以下の方、継続加入は80才6ヵ月以下の方)。

- お申込人となる方は青色申告会会員に限ります。
- この制度で被保険者(補償の対象者)本人(※)となれる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。(※)加入申込票の加入者(被保険者)氏名欄に記載の方をいいます。
- 補償開始時点において(2024年12月1日または2025年6月1日)、年齢が14才6ヵ月超75才6ヵ月以下の方が新規加入できます。
- 最高3口まで加入できます。ただし補償開始日時点において、65才6ヵ月超70才6ヵ月以下の方は2口まで、70才6ヵ月超の方は1口までの加入となります。
- 加入申込票・口座振替依頼書に必要事項を記入押印のうえ、ご所属の青色申告会へお申し込みください。
- 保険(補償)期間は補償開始日(2024年12月1日午後4時または2025年6月1日午後4時)から2025年12月1日午後4時までで、以後継続停止(脱退)のお申し出がない限り、1年間の補償(保険)期間で自動継続となります。ただし、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日現在の年齢に応じて、上記の加入口数制限で規約により減口されますのでご了承ください。
- 全青色傷害では、所属の青色申告会において各年12月1日または6月1日の補償開始にあわせて脱退(解約)の申し出をとりまとめています(パンフレット10ページ「注意喚起情報のご説明」における「」内に該当する場合は除きます。)。詳しくはご所属の青色申告会にお問い合わせください。

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は、補償が継続されます。なお、脱退(解約)による解約返れい金はありません。
 - 最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日現在、年齢が80才6ヵ月を超えた時に規約により脱退となります。
 - 【自動継続の取扱いについて】
 - 前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じた口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 保険契約者である一般社団法人全国青色申告会総連合から引受保険会社へは保険料を一時払で支払います。ご加入者は、半年ごと掛金(保険料)として一般社団法人全国青色申告会総連合にお支払いいただきます。なお、掛金(保険料)には一般社団法人全国青色申告会総連合の自家共済負担分(火災見舞金掛金、共済制度運営費等)が含まれています。(詳細については、パンフレット8ページをご覧ください。)**
- 掛金(保険料)は、6ヵ月分前納です(半年に1回、口座振替となります。口座振替は、11月・5月の27日です。27日が休業日の場合は翌営業日となります。)。通帳印字は、「アオショウガイ」「NICOS」「ニコス」「クレジツ」等となります。**

個人情報の取扱いについて

『全青色傷害』制度に関する個人情報について、一般社団法人 全国青色申告会総連合(以下全青色)【A】ならびに引受保険会社【B】が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、全青色および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じた個人情報が取り扱われます。

【A】全青色(保険契約者)は、『全青色傷害』の契約に基づく申込書類に記載の個人情報(事業所名、事業主名、事業所住所、事業所電話番号、加入者氏名、加入資格、生年月日、加入口数、職業・職務、他のケガの危険を補償する保険契約の内容および保険金請求・受領状況等)をその契約の履行のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。また、全青色は、契約により保険契約を締結する引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)に提出します。

【B】この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。 三井住友海上火災保険株式会社

保険金(見舞金)の種類と保険金をお支払いする場合【口数ごとの保険金額、共済給付金額と月額掛金(保険料)】

※印を付した用語については、パンフレット6~7ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

		お支払いする保険金の額			
		月額換算掛金(保険料)			
		1口(1,250円)	2口(2,500円)	3口(3,750円)	
傷 害 保 険 金	1.傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆天災危険補償特約一部セット 【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 【保険金のお支払額】 (傷害死亡・後遺障害保険金額の全額) (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払します。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払します。	地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波以外の場合	550万円	1,100万円	1,650万円
		地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波の場合	275万円	550万円	825万円
	2.傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆天災危険補償特約一部セット 【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合 【保険金のお支払額】 (傷害死亡・後遺障害保険金額)×[約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払します。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払します。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払します。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波以外の場合	65才6ヵ月以下の方		
			地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波の場合	65才6ヵ月超の方	
		地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波の場合	11万円~ 275万円	22万円~ 550万円	—
		地震もしくは噴火 またはこれらによる 津波の場合	11万円~ 275万円	22万円~ 550万円	33万円~ 825万円

お支払いする保険金の額

		お支払いする保険金の額		
		月額換算掛金(保険料)		
		1口(1,250円)	2口(2,500円)	3口(3,750円)
傷 害 保 険 金	3.傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 【保険金のお支払額】 (傷害入院保険金日額)×(傷害入院の日数) (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	1日あたり 3,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 9,000円
	4.傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けた場合 【保険金のお支払額】 1回の手術 [*] について、次の額をお支払します。 ①入院 [*] 中に受けた手術の場合 (傷害入院保険金日額)×[10] ②①以外の手術の場合 (傷害入院保険金日額)×[5] (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払します。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	傷害入院保険金日額の10倍		
傷 害 保 険 金	5.傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [*] を固定するために医師 [*] の指示によりギブス等 [*] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 【保険金のお支払額】 (傷害通院保険金日額)×(傷害通院の日数) (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	1日あたり 1,500円	1日あたり 3,000円	1日あたり 4,500円
	6.日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 【保険金をお支払いする場合】 ①保険期間中の次のア.またはイ.の偶発な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶発な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(*) を運行不能 ^(*) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(**) の所有、使用または管理に起因する偶発な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶発な事故 (*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車を含みます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者 [*] ・法定監督義務者 [*] ・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります。被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 【保険金のお支払額】 (被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額) + (判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金) - (被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。	傷害入院保険金日額の5倍		
日 常 生 活 保 険 金	日常生活賠償保険金 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者 [*] ・法定監督義務者 [*] ・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります。被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 【保険金のお支払額】 (被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額) + (判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金) - (被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。	1,000万円 限度	2,000万円 限度	3,000万円 限度
		次のページへ続く		

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。)

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型)日常生活賠償特約	自動車保険日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

補償開始日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、補償期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット6～7ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社までお申し出ください。
・脱退(解約)による解約返れい金はありません。
・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。
・脱退(解約)日についてはパンフレット4ページの「加入資格(加入継続資格)・お申込方法など」をご参照ください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット8ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット4ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせ

【代理店・扱者】(株)ゼンアオイロ TEL 03-3294-2301

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせ

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こった場合は

ご所属の青色申告会を通して、
遅滞なく代理店・扱者または
右記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808
・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。
IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、ご所属の青色申告会を通して、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
[重要事項のご説明]に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか?
- 加入申込票の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、左記の欄がない場合があります。左記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既に加入されているがご継続されない場合
- 既に加入の内容を変更してご継続される場合
(被保険者の変更、補償内容の変更 など)

申込票記載例

フリガナ		アオイロ ショウテン	フリガナ	アオイロ タロウ	加入申込日	○年×月△日
事業所名	青色 商店		事業主名	青色 太郎	署名または押印 青色 太郎	
郵便番号	フリガナ	チヨダク カンダスルガダイ				
101-0062	事業所住所	市郡	千代田(区)町	神田駿河台2-9		
事業所電話番号	(市外局番) - (市内局番) - (電話番号)					
03 - 3294 - 2301						

加入者(被保険者)氏名	区分	生年月日	加入口数	職業・職務	※他の保険契約等					
					他の保険契約等の有無	保険種類	保険会社	死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額
フリガナ アオイロ タロウ 青色 太郎	事業主 専従者 従業員 その他()	昭平 47年1月1日	3	青果販売	あり	交通事故傷害	三井住友海上	6万円	1,200円	600円
フリガナ アオイロ ハナコ 青色 花子	事業主 専従者 従業員 その他()	昭平 48年3月3日	2	事務職	あり			万円	円	円
フリガナ アオイロ シロウ 青色 二郎	事業主 専従者 従業員 その他()	昭平 53年5月5日	1	販売職	あり			万円	円	円
フリガナ アオイロ アキコ 青色 明子	事業主 専従者 従業員 その他()	昭平 53年5月25日	1	主婦	あり			万円	円	円

区分がその他の場合はカッコ内に続柄を記入ください。

職業・職務欄は必ず具体的かつ簡潔に記入ください。